

コンタクトレンズ検査料の見直しについて

1 課題と論点

- (1) コンタクトレンズ検査料における初回装用者と既装用者の取扱について、患者の申告に基づくものであり客観的に評価できないことから、初回装用と既装用の違いをなくすことを検討してはどうか。
- (2) コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準について、患者にとってどの医療機関がコンタクトレンズ検査料 1 で算定しているのか分かりづらいという指摘や、診療内容の違いを患者が実感できないという指摘があることから、施設基準を見直すことを検討してはどうか。

2 現行の診療報酬上の評価

	初回装用者	既装用者
コンタクトレンズ検査料 1 ※	387点	112点
コンタクトレンズ検査料 2	193点	56点

※ コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準

コンタクトレンズに係る診療を行う診療科において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査(コンタクトレンズ処方のための眼科学的検査及びコンタクトレンズの既装用者に対する眼科学的検査)を実施した患者の割合が70%未満であること。

3 施設基準の見直し案

(1) コンタクトレンズ検査料の施設基準

次のいずれにも該当していること。

イ コンタクトレンズ処方に係る受診費用について、所定の様式に沿った院内掲示をしていること。

ロ 患者に対し受診費用の情報の提供が現に行われていること。

2 コンタクトレンズ検査料1の施設基準

次のいずれかに該当していること。

イ コンタクトレンズに係る診療を行う診療科において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査（コンタクトレンズ処方のための眼科学的検査及びコンタクトレンズの既装用者に対する眼科学的検査）を実施した患者の割合が30%未満であること。

ロ 眼科診療を専ら担当する常勤の医師（専ら眼科診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上勤務する保険医療機関においては、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査（コンタクトレンズ処方のための眼科学的検査及びコンタクトレンズの既装用者に対する眼科学的検査）を実施した患者の割合が40%未満であること。